

プロジェクト 税効果会計

項目 第 347 回企業会計基準委員会及び第 42 回専門委員会で聞かれた意見
(法人税等会計基準(案)について聞かれた意見)

本資料の目的

1. 本資料は、第 347 回企業会計基準委員会(2016 年 10 月 21 日開催)及び第 42 回税効果会計専門委員会(2016 年 10 月 25 日開催)(以下「専門委員会」という。)で議論された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下「法人税等会計基準(案)」という。)について聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見及びその対応

2. 事務局より、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(以下「監査保証実務指針第 63 号」という。)に関する移管にあたって、事務局より、法人税等会計基準(案)並びに法人税等会計基準(案)に関するコメント募集及び公開草案の概要(案)について意見を求めたところ、以下の意見が聞かれた。

当事業年度の法人税等(第 4 項)に関する意見

(第 42 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等を損益に計上するにあたっては、見積りの要素が含まれ得ることを表現する観点から、「法令に従い算定した額」を、例えば、「法令に従い見積られた額」としてはどうか。
- (2) 本文は「法令に従い算定した額」と表現する事務局案に賛成するが、結論の背景において、当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等を損益に計上するにあたっては見積りの要素が含まれ得ることを記載してはどうか。
- (3) 「法令に従い算定された額」には見積りの要素も含まれるものと整理できるため、事務局案に賛成する。
- (4) 法人税等会計基準(案)第 38 項及び公開草案の概要(案)において、監査保証実務指針第 63 号を踏襲していることや実質的な内容の変更は意図していないことが明示されており、現行の実務が継続されるものと考えられるため、「法令に従い算定した額」と表現する事務局案に賛成する。

(対応案)

(1)から(4)の意見に対し、仮に当期の法人税等の額を見積りの要素も含めて算定する場合、個々の企業の状況に応じて計上額の適切性が判断されることが考えられる。このため、「法令に従い算定された額」という文言のままでどうか。

その他の意見

(第42回専門委員会で聞かれた意見)

- (5) 国内子会社も含む法人が所在地国の法令に従い納付する税金について、法人税等会計基準(案)の適用範囲には含めないものと整理したと理解しており、第25項の表現を見直す必要があると考える。

(対応案)

上記意見を踏まえて、文案を見直した(審議(2)-2参照)。

- (6) 第27項の「定めることとした」という表現では、法人税等会計基準(案)において実質的に新しいルールを定めたものと誤解を与える虞があるため、表現を見直す必要があると考える。

(対応案)

上記意見を踏まえて、文案を見直した(審議(2)-2参照)。

(第347回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (7) 法人税等会計基準(案)については、専門委員会も含めて十分に審議されており、公開草案として公表する手続を進めることがよいと考える。

(対応案)

事務局に賛成する意見である。

以上